

球磨村災害公営住宅等設計標準

令和3年10月

球 磨 村

目 次

第1章 総則

- 1. 1 目的 P. 2
- 1. 2 適用範囲 P. 2
- 1. 3 基本方針 P. 2
- 1. 4 適用基準 P. 2
- 1. 5 併存施設への適用 P. 2

第2章 配置計画

- 2. 1 住棟及び付帯施設等の配置 P. 3

第3章 住棟計画

- 3. 1 基本的事項 P. 4
- 3. 2 基本的性能 P. 5
- 3. 3 建築(共用部分) P. 11
- 3. 4 建築(専用部分) P. 13
- 参考 標準的な仕上げ P. 18
- 3. 5 電気設備 P. 22
- 3. 6 機械設備 P. 27
- 参考資料 P. 33

第1章 総則

1. 1 目的

この設計標準は、災害公営住宅等の設計を行うにあたって必要な事項を定め、また、関連する根拠法令を包括的にまとめることにより、業務の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

1. 2 適用範囲

この設計標準は、熊本県内の球磨村で整備を行う災害公営住宅等に適用する。

1. 3 基本方針

災害公営住宅等の設計にあたっては、「熊本県災害公営住宅等整備基本理念」、「熊本県災害公営住宅等整備指針」及び「熊本県災害公営住宅等整備指針運用基準」によるほか、事業主体の各種計画を踏まえるものとする。

1. 4 適用基準 以下の各種基準等を適用して設計する。

- 公営住宅法及び同法に基づく政令、省令、告示及び県、市町村条例。
- 建築基準法及び同法に基づく政令、省令、告示及び県、市町村条例。
- 消防法及び同法に基づく政令、省令、告示及び市町村条例。
- 都市計画法及び同法に基づく政令、省令、告示及び条例。
- 水道法及び下水道法及び同法に基づく政令、省令、告示及び条例。
- ガス事業法及び同法に基づく政令、省令、告示及び条例。
- 液化石油ガスの保安の確保及同法に基づく政令、省令、告示及び条例。
- 浄化槽法、水質汚濁防止法及び同法に基づく政令、省令、告示及び条例。
- 電気事業法、内線規程等、同法に基づく政令、省令、告示及び基準。
- ガス機器の設置基準及び実務指針。
- 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（やさまち条例）。
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）および同法に基づく政令、省令、告示。
- 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準。
- 熊本県犯罪の起きにくい安全安心まちづくり条例。
- 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）。
- 公共住宅建設工事共通仕様書等（公共住宅事業者等連絡協議会）
- 木造建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）。
- 建築工事標準仕様書（JASS）等の関係学会等が制定した諸基準及び日本工業規格（JIS）等の公的規格。
- 建築設備耐震設計・施工指針。
- 長寿社会対応住宅設計指針。
- 住宅瑕疵担保責任保険 設計施工基準。
- 熊本県災害公営住宅等整備基本理念・整備指針・整備指針運用基準
- その他関係諸法令及び関連諸規程。

1. 5 併存施設(災害公営住宅等と管理が異なる施設)への適用

1. 4を準用するほか、国土交通省の官庁営繕関係統一基準に基づき設計する。

第2章 配置計画

2. 1 住棟及び付帯施設等の配置

配置に当たっては、敷地周辺の状況、敷地の面積、形状、地形等を考慮して、住宅の良好な日照、通風、採光、入居者のプライバシー、入居者の利便性、有効なオープンスペース及び屋外の良好な環境等が確保されるよう計画すると共に、多様な世帯の入居や交流に配慮し居住者間や地域住民とのコミュニケーションを図りやすい計画とする。

共同住宅における住棟及び駐車場、自転車置き場等の諸施設の配置は、以下により計画する。

	項目	留意事項
1	住棟	<ul style="list-style-type: none"> ① 敷地外からの影響も加味し、冬至において基本的に1以上の居室にて、4時間以上の日照を確保するよう計画する。 ② 住棟の主要な出入口及び歩行者動線となる部分には、落下物防止庇等を設け、落下物への配慮を行うとともに、バルコニー・共用廊下等の付近には落下物対策上有効な空地又は植栽帯等を設けるよう努める。
2	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ① 屋外平面駐車を基本とし、見通しの良い場所に整備する。また、ピロティー部に駐車場を設ける場合は、関連諸法令や管理方法等に留意して計画する。 ② 台数は住戸数に対して100～200%程度とし、村の意向を確認した上で、敷地の利便性等を勘案して必要なスペースを確保する。※原則100%を超える場合は、超えた分が補助の対象とならないため、注意が必要である。 ③ 駐車スペースの大きさは幅2.5m、奥行き5.0m程度とする。 ④ 車イス利用者向け駐車場を整備する場合は、バリアフリー法を参考とする。※駐車スペースの大きさは幅3.5m以上、奥行き5.0m以上
3	自転車置き場	<ul style="list-style-type: none"> ① 台数は住戸数に対して原則100%程度とし、敷地の利便性等を勘案して必要なスペースを確保する。 ② チェーン用バーラックを設置する。
4	ゴミ置き場	<ul style="list-style-type: none"> ① 村の清掃事業の担当課と打ち合わせの上、構造、面積、配置を検討する。
5	集会所	<ul style="list-style-type: none"> ① 集会所の規模は、利用形態、地域の需要などを勘案して必要なスペースを確保する。 ② 集会所については、広場等のオープンスペースへの動線を確保し、コミュニティに配慮した計画とする。 ③ 集会所の各部の設計は、高齢者及び障がい者に配慮したものとし、使用人数に応じたスペースを確保する。
6	児童遊園	<ul style="list-style-type: none"> ① 団地の規模、周辺の環境及び地域の既存公園等の整備状況を勘案しながら適切に計画する。 ② 幼児、高齢者及び障がい者にも配慮したものとす。
7	広場等	<ul style="list-style-type: none"> ① コミュニティ形成の場としてコモン広場等を適切に配置する。 ② 豊かな住環境形成の場としてオープンスペースや遊歩道等の屋外空間を有効に配置する。
8	緑地	<ul style="list-style-type: none"> ① 関連諸法令等によるほか、良好な住環境を確保できるよう適宜設置する。 ② 駐車場付近に植樹帯を設ける場合は、枝が駐車場内に張り出して視界を遮ったり、実や花、樹液などが車両に落下したりしないよう配慮する。
9	設備関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ① 設備の検討により必要な場合は、受電設備用借室、ポンプ室、受水槽、プロパンボンベ庫等を適宜設ける。
10	併存施設	<ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者福祉施設、保育園など公営住宅と管理が異なる施設を設ける場合は、設備及び利用者の動線を公営住宅と分離して計画する。

第3章 住棟計画

3.1 基本的事項

災害公営住宅等の住棟計画にあたり、基本的事項の確認を行う。

(1) 参酌基準

参酌基準	<p>平成23年5月2日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号）による公営住宅法の一部改正により、公営住宅等整備基準は事業主体が条例で定めることとなり、従来の国が定めていた公営住宅等整備基準は参酌基準となった（平成24年4月1日施行）。</p> <p>公営住宅等整備基準 第1条 この省令は、公営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の整備に関する基準を事業主体が条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定めるものとする。 （平成23年国土交通省令第103号）</p>
------	--

(2) 住棟形式

住棟は下表の住棟形式を基本とする。

中高層共同住宅	階数が3以上の共同住宅。 なお、共用廊下等の共用空間が存在する集合住宅を「共同住宅」とし、共用空間が存在しない集合住宅を「長屋」としている。（建築基準法に準じた取扱い）
低層長屋住宅等 （共同住宅等）	階数が1及び2の長屋住宅又は共同住宅。
一戸建住宅	階数が1及び2の一戸建ての住宅。

(3) 住戸計画

世帯構成に応じた住宅タイプを適正規模にて整備する。

また、世帯構成に応じた住戸タイプの目安（※1）を下表に示す。

なお、各住戸タイプにおいて和室（畳使用）を1室以上設ける。

ただし、1DK及び1LDKの場合は、村の判断による。

世帯構成 \ 住戸タイプ （※2）	2K/1DK	1LDK/2DK	2LDK/3DK	3LDK/4DK
1人	◎	○	—	—
2人	◎	◎	○	—
3人	—	◎	◎	○
4人	—	○	◎	◎
5人	—	—	○	◎
住戸専用面積の目安	35㎡～50㎡	45㎡～60㎡	55㎡～70㎡	65㎡～80㎡

※1：災害公営住宅等の事業主体である村が、地域の実情を踏まえ別の基準を定めた場合は、その基準が適用される。

※2：◎＝世帯構成に特に適した住戸タイプ、○＝世帯構成に適した住戸タイプ

(4) 県産材の活用

災害公営住宅等の整備にあたっては、熊本県災害公営住宅等整備指針に基づき、地域経済の活性化に寄与すべく、木材及び畳表においては意匠性・機能性・維持管理等に配慮しつつ県産材を積極的に活用する。

3. 2 災害公営住宅等の性能

災害公営住宅等の新築する場合の設計にあたり満たすべき住宅の性能は、別表1のとおりとし、設計性能評価を取得する。ただし、災害公営住宅等の事業主体である村が、地域の実情を踏まえ別の基準を定めた場合は、その基準を適用する。

別表1 (災害公営住宅等の新築する場合の設計にあたり満たすべき住宅の性能)

	評価項目 (国土交通省告示) ※等級については、数値の大きい方が高スペックとなる。	公営住宅 整備基準 (参酌基準)	災害公営住宅													
			中高層 共同住宅	低層長屋住宅等 ・一戸建住宅												
	1-1. 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止) : 等級1~3	—	等級1 (木造: 等級3)	等級1 (木造: 等級3)												
概要	<p>〔等級1〕倍率1.0 ※倍率は建築基準法施行令第82条の5第5号に規定する基準に対する割合 〔等級3〕倍率1.5 ※倍率は建築基準法施行令第82条の5第5号に規定する基準に対する割合 【特記事項】※混構造の場合は、おのおのの構造形式による等級とすること。</p> <p>[木造] ・柱、筋かいの位置・向き及び上下階の耐震壁の位置について適切に設計を行うこと。</p> <p>[非木造] ・設計にあたっては、重要度係数を考慮して行うこと。なお、地震地或係数に重要度係数を乗じた値が1.0未満の場合は、当該値を1.0として設計を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>用途</th> <th>重要度係数※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>共同住宅・長屋</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>避難所として位置づけられた集会所</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>②以外の集会所</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ルート3の場合だけでなく、ルート1・ルート2の場合においても考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バランスの良い平面計画とし、やむを得ずピロティや割状部分を設ける場合は、構造検討を行うこと。 ・雑壁スリット等で建具の開閉に支障のないよう適切に計画すること。 ・EXP.Jは振動時の挙動も考慮し設計すること。 ・必要に応じて杭頭補強を検討すること。 					用途	重要度係数※	①	共同住宅・長屋	1.0	②	避難所として位置づけられた集会所	1.25	③	②以外の集会所	1.0
	用途	重要度係数※														
①	共同住宅・長屋	1.0														
②	避難所として位置づけられた集会所	1.25														
③	②以外の集会所	1.0														
1. 構造の安定に関する事	1-2. 耐震等級 (構造躯体の損傷防止) : 等級1~3	—	等級1	等級1												
概要	<p>〔等級1〕倍率1.0 ※倍率は建築基準法施行令第82条第2項及び第4項に規定する基準に対する割合</p>															
	1-3. その他 (地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	—	—	—												
概要	免震建築物に対して適用															
	1-4. 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止) : 等級1~2	—	等級1	等級1												
概要	〔等級1〕倍率1.0 ※倍率は建築基準法施行令第87条に規定する基準に対する割合															
	1-5. 耐雪等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止) : 等級1~2	—	等級1	等級1												
概要	〔等級1〕倍率1.0 ※倍率は建築基準法施行令第86条に規定する基準に対する割合															
	1-6. 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法 : 等級無	—	明示	明示												
概要	〔明示〕長期応力に対する地盤の許容応力度又は杭の許容支持力の明示及び設定の根拠となった方法の明示															
	1-7. 基礎の構造方法及び形式等 : 等級無	—	明示	明示												
概要	〔明示〕直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長の明示															

評価項目 (国土交通省告示) ※等級については、数値の大きい方が高スペックとなる。	公営住宅 整備基準 (参酌基準)	災害公営住宅	
		中高層 共同住宅	低層長屋住宅等 ・一戸建住宅
2-1. 感知警報装置設置等級 (自住戸火災時) : 等級1~4	—	等級4	等級1
概要	[等級4] 自住戸火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、評価対象住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されていること。 ※消防法第9条の2の規定に適合し、自動火災検出設備又は住宅用防災検出設備について基準を満たすこと。 [等級3] 自住戸火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されていること。		
2-2. 感知警報装置設置等級 (他住戸等火災時) : 等級1~4	—	等級3	等級1(※1)
概要	[等級3] 他住戸等火災について、当該他住戸等に火災を自動で感知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に手動で警報を発するための装置が基準を満たすこと。 [等級1] 建築基準法同等。		
2-3. 避難安全対策 (他住戸等火災時・共用廊下) : 等級1~3	—	基準適合 等級2	基準適合 等級1(※1)
概要	[基準適合] 排煙形式、平面形状について基準を満たすこと。 [等級2] 耐火等級 (避難経路の隔壁の開口部) については、等級2 (20分の遮炎性能) を取得。 [等級1] 建築基準法同等。		
2-4. 脱出対策 (火災時) : 等級無	—	基準適合	基準適合 (※1)
概要	[基準適合] 自住戸火災又は他住戸等火災の発生時に通常の歩行経路が使用できなくなった場合における、評価対象住戸からの脱出のための対策が基準を満たすこと。		
2-5. 耐火等級 (延焼の恐れのある部分 (開口部)) : 等級1~3	—	等級2	等級1
概要	[等級2] 外壁の開口部で延焼のおそれのある部分において、外部からの延焼のしにくさ (20分以上)。 [等級1] 建築基準法同等		
2-6. 耐火等級 (延焼の恐れのある部分 (開口部以外)) : 等級1~4	—	等級4	等級1
概要	[等級4] 外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分において、外部からの延焼のしにくさ (60分以上)。 [等級1] 建築基準法同等		
2-7. 耐火等級 (界壁及び界床) : 等級1~4	—	等級4	等級1(※1)
概要	[等級4] 界壁及び界床の構造において、隣接住戸からの延焼のしにくさ (60分以上)。 [等級1] 建築基準法同等		

2.
火災時の
安全に関
すること

評価項目 (国土交通省告示) ※等級については、数値の大きい方が高スペックとなる。		公営住宅 整備基準 (参酌基準)	災害公営住宅	
			中高層 共同住宅	低層長屋住宅等 ・一戸建住宅
3. 劣化の軽減に関する こと	3-1. 劣化対策等級 (構造躯体等) : 等級1~3	等級3 (木造: 等級2)	等級3	等級3 (木造: 等級2)
	概要	等級3: 住宅が限界状態に至るまでの期間が3世代以上となるための必要な対策 等級2: 住宅が限界状態に至るまでの期間が2世代以上となるための必要な対策 →1世代おおむね25年~30年 [等級3] 例: RC造 ・最小かぶり厚さの確保 (水セメント比50%以下と55%以下で値が異なる) ・コンクリート品質 (i) コンクリート強度33N/m ² 未満、スランプ18cm以下。 コンクリート強度33N/m ² 以上、スランプ21cm以下。 等 [木造: 等級2] ・外壁の軸組等 (GL+1m以内): 外壁通気、防霉防蟻処理等のいずれかに適合		
4. 維持管理への配慮 に関する こと	4-1. 維持管理対策等級 (専用配管) : 等級1~3	等級2	等級2	等級2
	概要	[等級2] a 構造躯体に影響を及ぼすことなく専用配管の点検及び補修を行うことができること。 b 共同住宅等にあっては、評価対象住戸以外の専用部分に立ち入ることなく当該評価対象住戸の専用配管の点検及び補修を行うことができること。		
	4-2. 維持管理対策等級 (共用配管) : 等級1~3	等級2	等級2	等級2(※1)
	概要	[等級2] a 構造躯体及び仕上げ材に影響を及ぼすことなく共用配管の点検及び清掃を行うことができること。 b 構造躯体に影響を及ぼすことなく共用配管の補修を行うことができること。		
	4-3. 更新対策 (共用非水管) : 等級1~3	—	等級1	等級1(※1)
	概要	[等級1] 建築基準法同等		
	4-4. 更新対策 (住戸専用部) : 等級無	—	明示	明示(※1)
概要	[明示] 評価対象住戸に係る躯体天井高及び住戸専用部の構造躯体の壁又は柱の有無			
5. 温熱環境・エネルギー消費 量に関する こと	5-1. 断熱等性能等級 : 等級1~4	等級4 (※2)	等級4	等級4
	概要	[等級4] 熱損失等の大きな削減のための対策が講じられていること。		
	5-2. 一次エネルギー消費量等級 : 等級1~5	—	等級4 (※3)	等級4 (※3)
概要	[等級4] 設計一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策が講じられていること。			

評価項目 (国土交通省告示) ※等級については、数値の大きい方が高スペックとなる。		公営住宅 整備基準 (参酌基準)	災害公営住宅	
			中高層 共同住宅	低層長屋住宅等 ・一戸建住宅
6. 空気環境 に関する こと	6-1. ホルムアルデヒド対策 (内装及び天井裏等) : 等級1~3	等級3	等級3	等級3
	概要	〔等級3〕 F☆☆☆☆建材の使用		
	6-2. 換気対策 : 等級無	—	基準適合	基準適合
	概要	〔基準適合〕 イ居室の換気対策 ロ局所換気対策		
	6-3. 室内空気中の化学物質の濃度等	—	—	—
	概要	特定測定物質 (ホルムアルデヒド等) の濃度測定時に関するこのため、対象外 (設計段階の評価となるため、設計住宅性能評価は行えない)。		
	6-4. 石綿含有建材の有無等	—	—	—
	概要	既存住宅に適用		
	6-5. 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等	—	—	—
概要	既存住宅に適用			
7. 光・視環 境に関す ること	7-1. 単純開口率 : 等級無	—	明示	明示
	概要	〔明示〕 評価対象住戸の居室全体の床面積の合計に対する開口部の面積の合計の割合の大きさを整数で表示する		
	7-2. 方位別開口比 : 等級無	—	明示	明示
	概要	〔明示〕 評価対象住戸の居室全体の床面積の合計に対する開口部の面積の合計に対する各方位ごと開口部の面積の割合の大きさを整数で表示する		

評価項目 (国土交通省告示) ※等級については、数値の大きい方が高スペックとなる。		公営住宅 整備基準 (参酌基準)	災害公営住宅	
			中高層 共同住宅	低層長屋住宅等 ・一戸建住宅
8. 音環境に 関すること	8-1. 重量床衝撃音対策 ：等級1～5	等級2又は相当 スラブ厚15cm 以上 (RC・SRC以外 は11cm以上)	等級2又は相当 スラブ厚15cm 以上 (RC・SRC以外 は11cm以上)	等級2又は相当 スラブ厚15cm 以上 (RC・SRC以外 は11cm以上)
	概要	〔等級2又は相当スラブ厚15cm以上、(RC・SRC以外は11cm以上)〕		
	8-2. 軽量床衝撃音対策 ：等級1～5	—	等級1	等級1(※1)
	概要	〔等級1〕 建築基準法同等		
	8-3. 透過損失等級(界壁) ：等級1～4	—	等級2	等級2 (鉄骨造及び 木造：等級1)
	概要	〔等級2〕 ・Rr-45等級以上 ・界壁の厚さが12cm以上の鉄筋コンクリート造等 〔等級1〕 ・建築基準法第30条の規定に適合		
8-4. 透過損失等級(外壁開口部) ：等級1～3	等級2	等級2	等級2	
概要	〔等級2〕 サッシ及びドアセットが、次の①又は②のいずれかに該当するもの。 ① 透過損失の平均値が、20dB以上であるもの ② 遮音等級がT-4、T-3、T-2若しくはT-1に区分され表示されたもの又はこれらと同等のもの			
9. 高齢者等 への配慮 に関する こと	9-1. 高齢者等の配慮対策等級(専用部分) ：等級1～5	等級3	等級3	等級3
	概要	〔等級3〕 a 移動に伴う転倒、転落等の防止のための基本的な措置が講じられていること。 b 介助が必要となった場合を想定し、介助用車いす使用者が基本生活行為を行うことを容易にするための基本的な措置が講じられていること。 ① 部屋の配置 ② 段差 ③ 階段 ④ 手すり ⑤ 通路及び出入口の幅員 ⑥ 寝室、便所及び浴室 に対し、各基準を満たすこと 【特記事項】 ・設計にあたっては、基準性能を等級3又は等級4とした場合であっても、項目ごとに上位等級の基準を積極的に採用すること。 ・「ユニバーサルデザイン建築ガイドライン(平成15年2月)」を参考にすること。		
	9-2. 高齢者等の配慮対策等級(共用部分) ：等級1～5	等級3	等級3	等級3
概要	〔等級3〕 a 移動等に伴う転倒、転落等の防止のための基本的な措置が講じられていること。 b 介助が必要となった場合を想定し、介助用車いす使用者が基本生活行為を行うことを容易にするための基本的な措置が講じられていること。 ① 共用廊下 ② エレベータ ③ 共用階段 ④ 共用階段の幅員に対し、各基準を満たすこと ※長屋及び一戸建住宅については、共用部分が発生しないため、適用除外。 【特記事項】 ・設計にあたっては、基準性能を等級3又は等級4とした場合であっても、項目ごとに上位等級の基準を積極的に採用すること。 ・「ユニバーサルデザイン建築ガイドライン(平成15年2月)」を参考にすること。			

評価項目 (国土交通省告示) ※等級については、数値の大きい方が高スペックとなる。		公営住宅 整備基準 (参酌基準)	災害公営住宅	
			中高層 共同住宅	低層長屋住宅等 ・一戸建住宅
10. 開口部の 侵入防止 対策	10-1. 開口部の侵入防止対策 : 等級無	—	その他(基準 未適合)(※4)	その他(基準 未適合)(※4)
	概要	[その他：基準未適合] 建物出入り口の存する階の住戸等の開口部について、進入防止対策上有効な措置が基準を満たすこと [参酌基準] ① 住戸の玄関ドアの扉及び錠：CP マーク付き建物部品を使用 ② 窓のサッシ及びガラス：CP マーク付き建物部品を使用 [本書基準] ① 住戸の玄関ドアの扉及び錠：CP マーク付き建物部品を使用 ② ベランダ側の窓：1以上のロック式クレセント ③ 廊下側の窓：面格子の設置		

※1 一戸建住宅については、共同住宅等についてのみ評価のため評価対象外。2-4 については、一戸建住宅の3階以上に限定して適用。

※2 等級4 ただし、これにより難しい場合は、等級3

※3 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく届出が必要な場合は取得し、不必要の場合は、5-1 のみ取得する。

※4 性能評価基準については適合しないが、本書にて基準を設定。

3. 3 建築（共用部分）

災害公営住宅等の新築する場合の設計にあたり共用部分における標準仕様及び根拠法令の概要を、別表2のとおりとする。ただし、災害公営住宅等の事業主体である村が、地域の実情を踏まえ別の基準を定めた場合は、その基準を適用する。

別表2（共同住宅形式の建築（共用部分）における標準仕様及び根拠法令の概要）

項目	標準仕様
1 消防法緩和	平成17年3月25日付総務省令第40号による、二方向避難・開放型としての計画を標準とする。 ※詳細は各消防本部と協議すること。
2 住戸1階床高	① GL+0.4m以上を標準とする。
3 階高等	① 階高は2,850mm以上を標準とする。 ② 躯体の梁下内法寸法は大梁下2,100mm以上を標準とする。 ③ 居室の天井高さは2,400mm以上を標準とする。
4 スラブ厚さ（界床）	① 重量床衝撃音対策等級2又は相当スラブ厚15cm以上（RC・SRC以外は11cm以上）
5 開口部の庇	① 外壁に面した開口部には庇の設置を標準とする。ただし、上階の共用廊下・バルコニー等が屋根又は庇の役割を果たしている場合はこれに代えることができる。
6 開放部分の屋根	① 原則、共用廊下、共用階段及びバルコニーには屋根又は庇を設ける。ただし、上階の共用廊下・バルコニー等が屋根又は庇の役割を果たしている場合はこれに代えることができる。
7 外壁	① コンクリート打ち放しの上に複層塗材E吹付けを標準とする。また、避難経路（屋外廊下、階段などは複層塗材Si（準不燃材）を標準とする。（IP18参考 標準的な仕上げ）を参照） ② 標準仕様によらない場合は、耐久性、耐候性に優れ、メンテナンス及び修繕の容易な仕上げを選定する。 ③ 棟番号のサインを表示する。
8 屋上	① アスファルト断熱防水、押えコンクリート仕様を標準とする。また、省エネ対策等級4を確保する。 断熱材：A種 押出法ポリスチレンフォーム 保温板3種b 厚さは改正省エネ基準の性能規定を満たすこと ただし、内断熱や②を考慮し、他の仕上げ等も可とする。 ② 標準仕様によらない場合は、耐久性、耐候性に優れ、メンテナンス及び修繕の容易な仕上げを選定する。 ③ 屋上の保守を行うための、屋上マンホール（施錠付き）及びタラップ又は屋上まで通じる階段及び門扉（施錠付き）を設ける。 ④ アンテナ用基礎を設ける。
9 玄関ホール	① 住棟の玄関ホールには、掲示板及び住戸数に応じた集合郵便受箱を雨掛りとならない場所に取り付ける。
10 出入口に設置するスロープ	① やさまち条例規則に沿って設計を行う。 (概要) ・ 内のりで1,200mm以上。（階段を併設する場合は900mm以上） ・ 勾配は1/15を超えないこと。 ・ 高さ750mm以内ごとに踏幅1,500mm以上の踏み場を設ける。 ・ 転落防止のため、両側に立上りを設け、両側に手すりを設ける。 ・ 表面は粗面又は滑りにくい材料で仕上げること、廊下・踏み場などと識別しやすい明度差の大きい色の床仕上げ、点状ブロック等を設ける。

	項目	標準仕様
11	共用階段	① 2階以上の階段室には、階数表示を行う。 ② 両側には、歩行補助手すり（設置高750～850mm）を設ける。 ③ 表面は粗面又は滑りにくい材料で仕上げる。 ④ 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまづきにくい構造とする。 ⑤ 屋内階段、常用する屋外階段の幅員及び踊場幅は有効1,200mm以上とし、常用しない屋外階段は、幅員及び踊場幅を有効900mm以上とする。 ⑥ 高齢者への配慮対策等級（共用）は等級4とする。 （概要）踏面については、 $T \geq 240$ 、勾配については、 $550\text{mm} \leq T+2R \leq 650\text{mm}$ 蹴上（R）
12	共用廊下	① 戸の共用廊下に面する窓には、防犯用アルミ面格子を取付ける。 ② 各住戸の玄関付近に室名札を取り付ける。 ③ エアコン室外機置場を共用廊下に設ける場合は、通行に支障のないようにすると共に、エアコンドレーン用排水溝を歩行に支障がないように設置する。 ④ 転落防止手すりは、床面からの高さを1,100mm以上とし、手すり下部に足かかりとなるような箇所が生じる場合は、高齢者への配慮対策等級（共用）の等級4を満たすよう留意する。（概要）・腰壁等の高さが、 $H=650\text{mm} \sim 1,100\text{mm}$ の場合、床面から $H=1,100\text{mm}$ 以上の位置に手すりを設置。・腰壁等の高さが、 $H=650\text{mm}$ 未満の場合、腰壁等から $H=1,100\text{mm}$ 以上の位置に手すりを設置。 ⑤ 転落防止手すりの手すり子の内法寸法は110mm以下とする。 ⑥ 片側に連続した歩行補助手すり（設置高800～850mm）を設ける。 ⑦ 幅員は有効1,200mm以上とし、車イスの回転スペースを考慮して計画する。
13	エレベーターホール	① 幅及び奥行きは、それぞれ内径で1,500mm以上とする。
14	縦樋	① カラーVU管65φ～100φを標準とする。 ② よじ登りによる侵入等が起りにくい納まりとする。
15	外部金物・金具	① 外部金物・金具は錆の発生しにくい材質及び仕上げとする。
16	乗り越え防止・侵入防止	① 廊下、階段等からエントランスホールの屋根等へ乗り移りが可能な場合は、乗り越え防止策を講じる。 ② 自転車置場の屋根等から住戸のバルコニー等へ容易に侵入できないように配慮する。
17	南京錠	① 各所に設ける南京錠のカギは同一キーとする。
18	メーターボックス	① メーターボックス内の計測機器等が、容易に検針、点検できるようにする。
19	ピット	① ピット高さは、原則として1,000mm以上とし、人通孔の有効寸法は内接円550mm以上とする。 ※地中梁せいは人通孔の3倍以上必要となるため注意する。

3. 4 建築（専用部分）

災害公営住宅等を新築する場合の設計にあたり専用部分における標準仕様及び根拠法令の概要を、別表3のとおりとする。ただし、災害公営住宅等の事業主体である村が、地域の実情を踏まえ別の基準を定めた場合は、その基準を適用する。

別表3 （建築（専用部分）における標準仕様及び根拠法令の概要）

	項目	標準仕様	中高層 共同住宅	低層長屋住宅等・ 一戸建住宅
1	玄関	① 玄関ドア（SOP塗・焼付け鋼板・化粧鋼板）は、レバーハンドル、ドアクローザー（II-D型付きとすること。また、耐震性能を有したドアとし、玄関ドア近くに新聞受けを設置する。	○	
		② 玄関ドア（引戸を除く）の断熱性能は、省エネ対策等級の等級4を満たすこと。 （概要） ・等級4：JIS断熱グレード〈H-3〉〈H-4〉	○	○
		③ 玄関ドアの遮音性能は、透過損失等級の等級2を満たすこと。 （概要）・等級2：JIS遮音グレード〈T-1〉以上	○	○
		④ くつずりと玄関外側の高低差を20mm以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差を5mm以下とする。	○	○
		⑤ 上がりがまち部の昇降や靴の着脱のための手すりを設ける。	○	○
		⑥ 上がりがまちの高さは50mm以下を標準とし、段差の解消に努める。	○	○
		⑦ 住戸の玄関ドアの扉及び錠については、防犯建物部品対応（CP建物部品：耐ヒキガ性能5分以上）とする。 ※CP建物部品は、財団法人全国防犯協会連合会が運営する「防犯性能の高い建物部品の開発、普及に関する官民合同会議」の定めた基準に基づき、性能試験等を経て、一定の防犯性能があると評価された、錠、ガラス、ドア、サッシ、シャッター等の製品。	○	○
		⑧ 住戸の玄関ドアは外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を備えたものとし、錠の機能を補完するドアガード等を設置する。	○	○
		⑨ 消火器を設置する必要がある場合は、設置場所を設ける。また、大型家具の搬出入を考慮する。	○	○
2	廊下 室内	① 有効幅員を780mm（柱等箇所にあっては750mm）以上とする。	○	○
3	出入口	① 有効幅員を750mm以上とする。（浴室は除く。）なお、軽微な改造により確保できるものを含む。	○	○
		② 建具は極力引戸とする。	○	○
		③ 出入口高さ（床面からドア上枠の下端までの有効内法）は、1,900mm以上とする。なお、外部金属建具（掃きだしサッシ）の高さは原則1,850mm以上とする。	○	
4	寝室 主たる	① 主たる寝室の内、最低1室の有効床面積は9㎡以上とする。	○	○
5	ペー ス 収納 ス	① 住戸内の収納は、押入れ及び物入れ等の収納スペースを適切に設ける。	○	○

	項目	標準仕様	中高層 共同住宅	低層長屋住宅等・ 一戸建住宅
6	浴室	① ユニットバスの規格は、共同住宅については1216～1317型、一戸建住宅については1316～1616型を標準とし、住戸面積とのバランスを考慮し決定する。	○	○
		② 出入口の有効幅員を650mm以上とする。	○	○
		③ 浴室出入口の段差は20mm以下の単純段差とする。	○	○
		④ 浴槽への出入りのための手すりを設置する。 ※縦1本：浴槽脇垂直〈水栓反対側〉、 横2本：浴槽脇水平〈奥側及び水栓反対側〉	○	○
		⑤ 浴槽のまたぎ高さは350mm～450mmを標準とする。	○	○
7	洗面	① 洗面スペースは、浴室と近接した位置に設け、幅600mmの洗面ユニットを標準とする。	○	○
8	・ 濯機置場 脱衣室	① 洗濯機用防水パンは800mm×640mmを基本とする。	○	○
		② 下地補強をする等、後で手すり（衣服の着脱のためのもの）を設けることができるようにする。	○	○
9	台所	① 台所は、流し台、食器棚、冷蔵庫等を有効に配置できるようにする。	○	○
		② ①に加え、DKとする場合は食卓、LDKとする場合は食卓及びソファセットを配置できるようにする。	○	○
		③ 流し台（コンロ台を除く）は、1LDK/2DK：L=1,200、2LDK以上：L=1,500とし、H=800mmを標準とする。	○	○
		④ コンロ台は、L=600を標準とする。	○	○
		⑤ 流し台上部に吊り戸棚を設置し、H=700を標準とする。あわせて、水切りを設けることを標準とする。	○	○
10	便所	① 広さは、長辺の内法寸法を1,300mm以上とし、便器の前方について、便器と壁の距離を500mm以上とする。	○	○
		② 立ち座りのための手すりを設置する。 （L型600mm×700mm程度）	○	○
		③ 極力扉は長辺方向からの引戸を標準とし、非常解錠装置付き表示錠及び明り取りを設ける。	○	○
		④ 便所出入口は廊下、食事室又は居間から直接出入りが可能な計画とする。	○	○
11	スリープ等 エアコン用	① 台所を除く各居室には、エアコンを設置するためのインサート及びスリーブを設置し、内外部にキャップを取付ける。また、必要に応じて食事室、居間等には多目的スリーブを設置する。※エアコン本体は入居者が設置。	○	○

	項目	標準仕様	中高層 共同住宅	低層長層住宅等・ 一戸建住宅
12	※ 窓	① 住戸内の窓には、カーテンレール（ステンレス製、ダブル）を取り付ける。	○	○
		② アルミサッシとし、網戸を設置する。（網戸の防虫網は合成樹脂製とする）	○	○
		③ 窓サッシにはロック式クレセントを取り付ける。	○	○
		④ 窓の断熱性能は、断熱等性能等級の等級4とする。 （概要 等級4：JIS断熱グレード〈H-3〉〈H-4〉）	○	○
		⑤ サッシの遮音性能は、透過損失等級の等級2とする。 （概要 等級2：JIS遮音グレード〈T-1〉以上）	○	○
		⑥ 必要に応じて、防火設備とする。	○	○
13	バルコニー	① 住戸にはバルコニーを設け、クーラー用室外機設置場所、物干し金物及び避難器具等の配置を十分に考慮した計画とする。	○	
		② 避難経路として利用できる構造とし、戸境間仕切は非常の際、容易に破壊できるものとし、避難経路である旨等を明示する（明示内容及び構造は所轄の消防と打ち合わせる）。	○	
		③ 中高層住宅の場合は、クーラー用室外機は天井設置を基本とし、そのためのインサートを設ける。	○	
		④ 物干し金物を取り付ける（物干し竿の高さが、バルコニー床面からの高さH=1700mm以下となるように設置する）。	○	
		⑤ 標準的な幅員を（壁芯間）1,400mm～1,800mmとする。	○	
		⑥ バルコニーと住戸出入口との段差は以下のいずれかとする。 ・180mm以下の単純段差とする。 ・250mm以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置できるようにしたものとする。 ・180mm以下のまたぎ段差とし、かつ、手摺を設置できるようにしたものとする。	○	
		⑦ 転落防止手すりは床面からの高さが1,100mm以上とし、手すり下部に足がかりとなるような箇所が生じる場合は、高齢者への配慮対策等級（専用部分）の等級3を満たすよう留意する。 （概要） ・腰壁等の高さが、H=650mm～1,100mmの場合、床面からH=1,100mm以上の位置に手すりを設置。 ・腰壁等の高さが、H=650mm未満の場合、腰壁等からH=1,100mm以上の位置に手すりを設置。	○	○
		⑧ 転落防止手すりの手すり子の内法寸法は110mm以下とする。	○	○
14	※ 外部物置	① 1住戸当たり1室とし、戸当たり3.3㎡以下を標準とする。	○	○
		② 各住戸からの利便を考慮した配置とする。	○	○
		③ 各物置を住棟内に併設する場合の出入口の鍵は、各住戸に対応した同一キーとすることが望ましい。	○	○
		④ 各住戸に対応した室名札を取り付ける。	○	○
15	手すりの	① 手すりの径は、34φを標準とする。 また、仕上げ材（浴室を除く）は木材を利用すること。	○	○

	項目	標準仕様	中高層 共同住宅	低層長屋住宅等・ 一戸建住宅																																			
16	建具 木製	① 木製建具は基本的にフラッシュ戸とする。なお、引手については、大型船底引手またはユニバーサルデザインとし、開戸の場合は、レバーハンドルとする。	○	○																																			
17	断熱材仕様	<p>① 断熱等性能等級の等級4を確保する。 下記に参考仕様を示すが、平成25年の省エネ基準改正により、仕様規定から性能規定に変更となったため、設計にあたっては、下記の参考仕様によらず、改正省エネ基準の性能規定を満たす仕様（材料・厚さ等）とすること。 （参考仕様）※地域区分5、6の場合 （RCの場合）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>材料</th> <th>内断熱 (厚)</th> <th>外断熱 (厚)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根</td> <td>A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種B</td> <td>70</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>壁</td> <td>同上</td> <td>35</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>ビッド 天井</td> <td>同上</td> <td>45</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>土間下</td> <td>同上</td> <td>45</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>（木造の充填断熱工法の場合）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>材料</th> <th>充填断熱工法(厚)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天井</td> <td>高性能グラスウール16K相当</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>壁</td> <td>同上</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>床</td> <td>A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種b</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>床</td> <td>同上</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table> <p>※標準仕様によらない場合は、コスト、施工性、耐久性等を考慮した断熱材を選定すること。</p>	部位	材料	内断熱 (厚)	外断熱 (厚)	屋根	A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種B	70	60	壁	同上	35	30	ビッド 天井	同上	45	—	土間下	同上	45	—	部位	材料	充填断熱工法(厚)	天井	高性能グラスウール16K相当	160	壁	同上	90	床	A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種b	95	床	同上	65	○	○
部位	材料	内断熱 (厚)	外断熱 (厚)																																				
屋根	A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種B	70	60																																				
壁	同上	35	30																																				
ビッド 天井	同上	45	—																																				
土間下	同上	45	—																																				
部位	材料	充填断熱工法(厚)																																					
天井	高性能グラスウール16K相当	160																																					
壁	同上	90																																					
床	A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種b	95																																					
床	同上	65																																					
18	防止対策 家具転倒	① 壁にはアンカー等にて固定された付け鴨居を設置する等、家具転倒防止用金物の取り付けに配慮する。	○	○																																			
19	床	① 軽量床衝撃音に対する遮音等級 LL-50 程度以上の確保を基本とする。	○																																				
20	高齢者向け住戸	<p>① 玄関ドア 玄関ドアは引戸とし、把手は大型縦型とする。</p> <p>② 住戸内の出入口 住戸内出入口は、引戸を標準とする。</p> <p>③ 手すり 玄関、トイレ、浴室、脱衣室その他必要な箇所に手すりを設置する。</p> <p>④ 段差の解消 段差の解消に努める。ただし、上がりがまちの高さは可能な限り20mm以下とする。</p> <p>⑤ 照明スイッチ等 照明スイッチの高さはH=1,000 mm程度とする。</p> <p>⑥ 緊急通報設備 居室、浴室及びトイレに非常呼出しボタンを設置する。</p>	○																																				

	項目	標準仕様	中高層 共同住宅	低層長層住宅等・ 一戸建住宅
21	車イス利用者向け住戸	<p>① 駐車場 住戸玄関に近接し車椅子対応駐車場を設け、スロープでアクセス可能とする。</p> <p>② 玄関ドア 玄関ドアは引戸とし、把手は大型縦型とする。有効幅員は 900 mm以上とし、付属品は車椅子利用者の使用を前提とし計画する。</p> <p>③ 玄関内の腰掛設置 玄関に靴の着脱のための腰掛（H=400 mm、W=500 mm程度）を設ける等の配慮をする。</p> <p>④ 住戸内通路の幅員と出入口 有効幅員は 850 mm（柱等の箇所においては 800 mm）以上とする。また、玄関ホール及びDKに車椅子が転回可能な 1400 mm 四方の空間を設ける。住戸内出入口は、有効幅員 800mm 以上とし、引戸又は引込戸とする。</p> <p>⑤ 手すり 玄関、トイレ、浴室、脱衣室その他必要な箇所に手すりを設ける。また、廊下、掃き出し窓横には手摺設置可能なよう下地補強を行う。なお、トイレ内には跳ね上げ式手摺を設ける。</p> <p>⑥ 段差の解消 住戸内には原則として段差をつくらない。ただし、車椅子からの移乗に配慮する場合は除く。</p> <p>⑦ 流し台、洗面台 流し台、洗面台は、車椅子での利用について配慮する。</p> <p>⑧ 建具金物 レバーハンドルを標準とし、引き手、クレセントは大型とする。</p> <p>⑨ 浴室 浴室は1616型（長寿社会対応型）以上とし、出入口建具は3枚引き戸を標準とする。</p> <p>⑩ トイレ トイレの内法寸法は、短辺 1300 mm以上とし、脱衣所、浴室を近接させるとともに、将来の一体的利用にも配慮した設計とする。</p> <p>⑪ バルコニー バルコニーへの出入口は極力段差のない構造とし、住戸からバルコニーを通じ屋外へ避難が可能な構造とする。</p> <p>⑫ スイッチとコンセントの位置 スイッチの取付け高さは、床上から 1000 mm程度とする。コンセントの取付け高さは、床上から 600 mm程度とする。</p> <p>⑬ 緊急通報設備 居室、浴室及びトイレに非常呼出しボタンを設置する。</p> <p>⑭ キックプレート 各室・廊下等には高さ 350mm 程度のキックプレートの設置を標準とする。</p>	○	

(参考 標準的な仕上げ)

(1) 標準的な仕上げ

建築における標準的な仕上を下表に示す。

1) 外部仕上 (中高層共同住宅：鉄筋コンクリート造：標準)

名称	部位	仕上		
屋根・屋上		アスファルト断熱防水 (押さえコンクリート仕様) を標準とする。 断熱材：A種 押出法ポリスチレンフォーム保温板 (JASS8 AK-PF (平場)、AK-MS (立上)) 3種b 厚さは改正省エネ基準の性能規定を満たすこと パラペット：塗膜防水 (JASS8 L-US)		
	外壁	壁 コンクリート打ち放しの上、複層塗材E吹付 巾木 モルタル塗		
共用廊下	床	厚30 モルタル塗 排水溝：防水モルタル塗 (勾配付) W=80		
	巾木	コンクリート打ち放し H=100 (モルタル塗)		
	壁	住戸側	コンクリート打ち放しの上、複層塗材S i 吹付 (準不燃材)	
		手摺壁	内壁	コンクリート打ち放しの上、複層塗材S i 吹付 (準不燃材)
			外壁	コンクリート打ち放しの上、複層塗材E吹付
		天端	コンクリート打ち放しの上、複層塗材S i 吹付 (準不燃材)	
天井	コンクリート打ち放しの上、外装薄塗材E吹付 (準不燃材)			
バルコニー	床	厚30 防水モルタル塗 排水溝：防水モルタル塗 (勾配付) W=80		
	巾木	コンクリート打ち放し H=100 (モルタル塗)		
	壁	住戸側	コンクリート打ち放しの上、複層塗材E吹付	
		手摺壁	内壁	コンクリート打ち放しの上、複層塗材E吹付
			外壁	コンクリート打ち放しの上、複層塗材E吹付
		天端	コンクリート打ち放しの上、複層塗材E吹付	
天井	コンクリート打ち放しの上、外装薄塗材E吹付			

※ 避難経路に面する部分の仕上げは、準不燃材とする。

2) 内部仕上 (中高層共同住宅：鉄筋コンクリート造：標準)

名称	部位	仕上
玄関	床	厚30 モルタル塗
	壁	ビニルクロス (一部珪羽目板 (熊本県産材) の活用を検討 ※1)
	天井	ビニルクロス
	巾木	合成樹脂製巾木
廊下・ホール	床	複合1種フローリング厚12 ※3
	壁	ビニルクロス (一部珪羽目板 (熊本県産材) の活用を検討 ※1)
	天井	ビニルクロス
	巾木	木製又は合成樹脂製巾木
洗面脱衣室	床	ビニル床シート (発泡層有)
	壁	ビニルクロス (一部珪羽目板 (熊本県産材) の活用を検討 ※1)
	天井	ビニルクロス
	巾木	合成樹脂製巾木

便所	床	ビニル床シート（発泡層有）
	壁	ビニルクロス（一部杉羽目板（熊本県産材）の活用を検討 ※1）
	天井	ビニルクロス
	巾木	合成樹脂製巾木
台所 食事室	床	複合1種フローリング厚 12 ※3
	壁	ビニルクロス（一部キッチンパネル） （一部杉羽目板（熊本県産材）の活用を検討 ※1）
	天井	ビニルクロス
	巾木	木製又は合成樹脂製巾木
和室	床	畳敷き（畳表は熊本県産材）
	壁	ビニルクロス（一部杉羽目板（熊本県産材）の活用を検討 ※1）
	天井	ビニルクロス
	巾木	畳寄せ
洋室	床	複合1種フローリング厚 12 ※3
	壁	ビニルクロス（一部杉羽目板（熊本県産材）の活用を検討 ※1）
	天井	ビニルクロス
	巾木	木製又は合成樹脂製巾木
押入	床	合板
	壁	合板
	天井	合板
	巾木	雑巾摺

※1 各室の壁の内部仕上について、杉羽目板（熊本県産材、上小節程度）を積極的に活用すべく、意匠性・機能性・維持管理等に配慮して、効果的な設置室・設置方法を検討のうえ、効果的な箇所に杉羽目板を設置する。

※2 ペット共生住宅の場合は、維持管理が容易な仕上げとする。

壁：界壁等の性能を確保する仕様の上にFL+1,500mm程度を厚12耐水合板張の上ビニルクロス仕上げ

床：厚9構造用合板の上合成樹脂シート床材（木目調）

※3 床の仕上げについては熊本県産材の活用を検討すること。

3) 外部仕上（低層長屋住宅等・一戸建住宅：木造：標準）

名称	部位	仕上
屋根・屋上		カラー溶融55%アルミニウム-亜鉛合金メッキ鋼板 t=0.4 mm又は粘土瓦（瓦屋根標準設計施工ガイドライン工法による）を標準とする。下ぶき材はアスファルトルーフィング940を標準とする。
外壁		窯業系サイディング t=14 mm又は（一部）杉羽目板を標準とする。

※避難経路に面する部分の仕上げは、準不燃材とする。

※外壁の仕上げを木仕上げとする場合は、雨掛り、雨仕舞等に配慮した仕上げを行うこととする。

4) 内部仕上（低層長屋住宅等・一戸建住宅：木造：標準）

名称	部位	仕上
玄関	床	磁器質100角タイル張
	壁	ビニルクロス（一部杉羽目板（熊本県産材）の活用を検討 ※1）
	天井	ビニルクロス
	巾木	床仕上げに合わせる

廊下・ホール	床	単層フローリング厚 12mm以上 ※3
	壁	ビニルクロス（一部杉羽目板（熊本県産材）の活用を検討 ※1）
	天井	ビニルクロス
	巾木	木製又は合成樹脂製巾木
洗面 脱衣室	床	ビニル床シート（発泡層有）
	壁	ビニルクロス（一部杉羽目板（熊本県産材）の活用を検討 ※1）
	天井	ビニルクロス
	巾木	合成樹脂製巾木
便所	床	ビニル床シート（発泡層有）
	壁	ビニルクロス（一部杉羽目板（熊本県産材）の活用を検討 ※1）
	天井	ビニルクロス
	巾木	合成樹脂製巾木
台所 食事室	床	単層フローリング厚 12mm以上 ※3
	壁	ビニルクロス（一部キッチンパネル） （一部杉羽目板（熊本県産材）の活用を検討 ※1）
	天井	ビニルクロス
	巾木	木製又は合成樹脂製巾木
和室	床	畳敷き（畳表は熊本県産材）
	壁	ビニルクロス（一部杉羽目板（熊本県産材）の活用を検討 ※1）
	天井	ビニルクロス
	巾木	畳寄せ
洋室	床	単層フローリング厚 12mm以上 ※3
	壁	ビニルクロス（一部杉羽目板（熊本県産材）の活用を検討 ※1）
	天井	ビニルクロス
	巾木	木製又は合成樹脂製巾木
押入	床	合板
	壁	合板
	天井	合板
	巾木	雑巾摺

※1 各室の壁の内部仕上について、杉羽目板（熊本県産材、上小節程度）を積極的に活用すべく、意匠性・機能性・維持管理等に配慮して、効果的な設置室・設置方法を検討のうえ、効果的な箇所に杉羽目板を設置する。

※2 ペット共生住宅の場合は、維持管理が容易な仕上げとする。

壁：界壁等の性能を確保する仕様の上にFL+1,500mm 程度を厚12耐水合板張の上ビニルクロス仕上げ

床：厚9構造用合板の上合成樹脂シート床材（木目調）

※3 床の仕上げについては熊本県産材の活用を検討すること。

(2) 車イス利用者向け住戸（1階に設置：標準）の標準的な仕様

駐車場	駐車スペースは枠線寸法で5.0m×3.5m以上とし、スロープまでのアプローチ有効幅は1,400mm以上とするように努める。
玄関	引戸（半自動）とし、扉に付くのをき穴、鍵、鎖の位置は車イス使用者の使いやすい高さに取り付ける。
バルコニー	バルコニーから直接屋外へ有効に避難できるようにスロープを設けることとする。
便所、洗面所、脱衣室、浴室	便所、洗面所、脱衣室、浴室は1箇所に集約して設計する。
台所兼食事室	調理スペースで車イスが回転可能（1500mm四方の空間を設ける）であり、食卓に車イスがアプローチでき、通路は車イス1台が通過できるように設計する。
居室等	室には高さ350mm程度のキックプレートの設置を標準とする。寝室または炊事室兼食事室からバルコニーに出入りできるようにし、その有効幅員は800mm以上とする。給気口に設ける風量調整のつまみ等は、車イス使用に配慮した配置とする。
浴室	浴室は1616型（長寿社会対応型）以上とし、浴槽のまたぎ高さを350mm～450mmとする。
台所・洗面所	流し台及び洗面台は車イス対応型とする。
便所	便所は、車イスがアプローチできる位置に設け、便器に乗り移りを容易にするため手摺等を設ける。

3. 5 電気設備

災害公営住宅等を新築する場合の設計にあたり電気設備における標準仕様及び根拠法令の概要を、別表4のとおりとする。ただし、災害公営住宅等の事業主体である村が、地域の実情を踏まえ別の基準を定めた場合は、その基準を適用する。

別表4（電気設備における標準仕様及び根拠法令の概要）

	項目	標準仕様																																												
1	受電方式	① 九州電力（株）と協議を行い、低圧で直接架空引き込み、引込柱（自立引込盤）の設置などを選定する。 ② 低層長屋住宅、一戸建については、各戸直接引き込みとし、単相三線 100/200V 引込とする。ただし、九州電力（株）と協議を行い、団地で一括集中引き込みとする場合は幹線を地中埋設とすること。																																												
2	線方式 幹線配	① 中高層の場合、原則として縦幹線方式（各住戸MB利用）とし、これに依り難い場合は他の方式（分岐ケーブル）を検討する。																																												
3	物類の種類 電線・電線保護	① 原則として、下表を基本とし、低廉となるものを採用する。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <table border="1" style="width: 45%;"> <caption>中高層共同住宅</caption> <thead> <tr> <th>施工部位</th> <th>電線種類</th> <th>電線保護物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">コンクリート 内打込み</td> <td>EM-IE</td> <td>PF管</td> </tr> <tr> <td>EM-EEF</td> <td>(φ22以下) E管 (φ31以下)</td> </tr> <tr> <td>二重天井内等 のいんべい</td> <td>EM-EEF</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>間仕切壁 等のいんべい</td> <td>EM-EEF</td> <td>PF管</td> </tr> <tr> <td>住戸内床 ころがし</td> <td>EM-EEF</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>地中埋設</td> <td>EM-CE 又は EM-CET</td> <td>FEP管</td> </tr> <tr> <td>住棟内幹線</td> <td>EM-CE 又は EM-CET</td> <td>ピット内横 引はころが し又はメッ センジャー 吊り</td> </tr> <tr> <td>地中からの 立ち上げ</td> <td>EM-CE 又は EM-CET</td> <td>G管、FEP 管 (異種管接続)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 45%;"> <caption>低層長屋住宅・一戸建</caption> <thead> <tr> <th>施工部位</th> <th>電線種類</th> <th>電線保護物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内配線</td> <td>EM-IE EM-EEF</td> <td>PF管</td> </tr> <tr> <td>屋外配線</td> <td>EM-EEF</td> <td>PF管</td> </tr> <tr> <td>二重天井内 のいんべい</td> <td>EM-EEF</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>地中埋設</td> <td>EM-CE又は EM-CET</td> <td>FEP管</td> </tr> <tr> <td>地中からの 立ち上げ</td> <td>EM-CE又は EM-CET</td> <td>G管、FEP管 (異種管接続)</td> </tr> </tbody> </table> </div> <ul style="list-style-type: none"> ※ 釘打ち等により配線経路が予想される部位には、金属管やパイプガード等により保護する。 ※ CD管使用については、保護する必要がある区間での使用はしない。 ※ 立ち上げ階にG管を採用する場合は、溶融垂れ止めつき又は防食処理を施されたものとする。 ※ この表に無いケーブル、電線類についても、原則として全てエコケーブルを使用する。 ※ 接地線を露出する場合は、EM-IEを使用することができる。 	施工部位	電線種類	電線保護物	コンクリート 内打込み	EM-IE	PF管	EM-EEF	(φ22以下) E管 (φ31以下)	二重天井内等 のいんべい	EM-EEF	—	間仕切壁 等のいんべい	EM-EEF	PF管	住戸内床 ころがし	EM-EEF	—	地中埋設	EM-CE 又は EM-CET	FEP管	住棟内幹線	EM-CE 又は EM-CET	ピット内横 引はころが し又はメッ センジャー 吊り	地中からの 立ち上げ	EM-CE 又は EM-CET	G管、FEP 管 (異種管接続)	施工部位	電線種類	電線保護物	屋内配線	EM-IE EM-EEF	PF管	屋外配線	EM-EEF	PF管	二重天井内 のいんべい	EM-EEF	—	地中埋設	EM-CE又は EM-CET	FEP管	地中からの 立ち上げ	EM-CE又は EM-CET	G管、FEP管 (異種管接続)
施工部位	電線種類	電線保護物																																												
コンクリート 内打込み	EM-IE	PF管																																												
	EM-EEF	(φ22以下) E管 (φ31以下)																																												
二重天井内等 のいんべい	EM-EEF	—																																												
間仕切壁 等のいんべい	EM-EEF	PF管																																												
住戸内床 ころがし	EM-EEF	—																																												
地中埋設	EM-CE 又は EM-CET	FEP管																																												
住棟内幹線	EM-CE 又は EM-CET	ピット内横 引はころが し又はメッ センジャー 吊り																																												
地中からの 立ち上げ	EM-CE 又は EM-CET	G管、FEP 管 (異種管接続)																																												
施工部位	電線種類	電線保護物																																												
屋内配線	EM-IE EM-EEF	PF管																																												
屋外配線	EM-EEF	PF管																																												
二重天井内 のいんべい	EM-EEF	—																																												
地中埋設	EM-CE又は EM-CET	FEP管																																												
地中からの 立ち上げ	EM-CE又は EM-CET	G管、FEP管 (異種管接続)																																												

4	開閉器 引込	<ul style="list-style-type: none"> ① 引込口から8m以内のEPS、電気室又は妻面に設置を原則とする。 ② 共用部積算電力量計を設ける場合は、検針方法等を含め電力会社と設置位置を協議する。 ③ 配線保護用として配線用遮断器を設け、定格電流が225A以下となるよう設計する。 ④ 盤は施錠可能な型式とし、積算電力量計設置の場合は検針用窓を設ける。 ⑤ 盤形式は周辺環境を考慮した耐候性を有する形式とし、屋外設置の場合はSUS製とする。 																								
5	分電盤 共用	<ul style="list-style-type: none"> ① 幹線および各負荷への配線が合理的に行え、かつ通行等に支障の少ない共用スペースなどに設置する。 ② 盤は施錠可能な型式とし、積算電力量計設置の場合は検針用窓を設ける。 ③ 屋内壁掛を基本とし、周辺環境を考慮した耐候性能を有する材料とし、屋外設置の場合はSUS製とする。 ④ 主幹遮断器は中性点欠相保護付きとし、配線用遮断器は負荷に応じて漏電遮断器を選択する。 																								
6	備 動力設	<ul style="list-style-type: none"> ① エレベータ、給水設備等の動力設備については、三相200Vを標準とする。 ② 需要率、力率等を考慮して幹線設計を行う。 ③ 引込開閉器盤は可能な限り単相負荷と共用する。 																								
7	住宅用分電盤	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅用分電盤は露出又は半埋込み型、合成樹脂製（自己消火性）、ドア、リミッタスペース付き（九州電力と協議により省略可能）、感震ブレーカー付とする。 ② 主幹用漏電遮断器は、中性点欠相保護付きとする。（50AF又は60AF） ③ 分岐回路は9回路以上とし、うちエアコン、洗濯乾燥機、温水洗浄機付き便座、台所大型機器、IHコンロ用、住宅情報盤及び凍結防止ヒーターは専用回路とし、予備回路を2つ以上実装する。 ④ 一般回路及び住宅情報盤回路は2P1E20A、専用回路は2P2E20A（100V/200V対応可能）を標準とする。 ⑤ 自動火災報知設備用電源回路は、主幹遮断器一次側より分岐し、ロックカバー等を取り付ける。 ⑥ オール電化住戸、太陽光・ガスコージェネレーション等の発電設備、電力監視等対応については、個別協議による。 ⑦ 電力会社との各戸契約電流値は20Aを基本とし、最大60A迄使用可能な仕様とする。 																								
8	各住戸負荷容量	<ul style="list-style-type: none"> ① 原則として、下表の最大想定負荷より算出する。 <table border="1" data-bbox="624 1339 1106 1496" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>住戸形式</th> <th>負荷容量 kVA</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1DK</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td>2DK～2LDK</td> </tr> <tr> <td>3DK以上</td> </tr> </tbody> </table>	住戸形式	負荷容量 kVA	1DK	6	2DK～2LDK	3DK以上																		
住戸形式	負荷容量 kVA																									
1DK	6																									
2DK～2LDK																										
3DK以上																										
9	照明器具	<ul style="list-style-type: none"> ① 照明器具は、水銀を含む照明器具（蛍光灯、水銀灯等）を使用しない。 ② 住戸内の照明器具は、下表を標準とし、個別協議により照明器具の選定を行う。 ③ 居室および食事室・台所の照明器具は棚下灯を除き設置しない。 ④ 器具選定においては、原則LED照明で低廉であるものを採用する。 <p style="text-align: center;">住戸内器具</p> <table border="1" data-bbox="491 1727 1273 2072" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>照明器具種類</th> <th>器具設置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>玄関</td> <td>天井付</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>廊下</td> <td>天井付</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td>壁付又は天井付</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>洗面・洗濯室</td> <td>天井付</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>浴室</td> <td>UB付属灯</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>食事室・台所</td> <td>引掛シーリングローゼット：2箇所 棚下灯</td> <td>なし（2カ所とも） 棚下灯：設置</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>引掛シーリングローゼット</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	照明器具種類	器具設置	玄関	天井付	有	廊下	天井付	有	便所	壁付又は天井付	有	洗面・洗濯室	天井付	有	浴室	UB付属灯	有	食事室・台所	引掛シーリングローゼット：2箇所 棚下灯	なし（2カ所とも） 棚下灯：設置	和室	引掛シーリングローゼット	なし
設置場所	照明器具種類	器具設置																								
玄関	天井付	有																								
廊下	天井付	有																								
便所	壁付又は天井付	有																								
洗面・洗濯室	天井付	有																								
浴室	UB付属灯	有																								
食事室・台所	引掛シーリングローゼット：2箇所 棚下灯	なし（2カ所とも） 棚下灯：設置																								
和室	引掛シーリングローゼット	なし																								

洋室	引掛シーリングローゼット	なし
----	--------------	----

※この表にない設置場所については、照明器具種類、設置有無について協議のうえ決定する。

④ 共用部の照明器具は、原則としてLED照明で低廉である器具を採用する。

共用部器具

設置場所	取付数	点滅方式
開放廊下	住戸の玄関前に設置 1台/1住戸	AS及びソーラータイマー (深夜交互消灯)
非開放廊下	玄関が隣接する場合 1台/2住戸	人感センサー
開放階段	階段室及び踊り場に 各1台	AS及びソーラータイマー (深夜交互消灯)
無窓階段		人感センサー
エレベーターホール	必要台数	AS及びソーラータイマー (深夜交互消灯) 廊下等と同一制御
自転車置場	約4m間隔	AS及びソーラータイマー (深夜交互消灯) 廊下等と同一制御

※自転車置場の照明については、外灯設置計画と併せて、設置を検討する。

⑤ 屋外灯設備計画は、以下の項目に留意し計画する。

- ・ 省エネ性能を有し、かつ低廉である器具を採用する。器具配置・形状は、建築計画に整合したものとする。
- ・ 夜間の居住者等の影響を少なく、通行等が確保でき、配光特性や飛散防止を考慮した照明計画とする。
- ・ 防犯用ITVがある場合、カメラの設置と常夜灯の配置等整合性のあるものとする。
- ・ 点滅方式は、タイマーや自動点滅器などを使用し、省エネに配慮したものとする。

⑥ LED照明採用の場合は、以下の項目を厳守する。

- ・ 電球及び照明器具が一体となった方式のLED照明器具を採用する場合は協議による。
- ・ 配光特性や演色性について十分検討を行い、採用可否を判断する。
- ・ 電球型LED照明については、日本電球工業会が制定した、電球型LEDランプ性能表示等のガイドラインに基づいた性能を持ったランプを選択する。
- ・ 直管型LED照明については、日本電球工業会がJEL801にて定めるL形ピン口金の規格に準拠した器具、管球を採用したものより選択する。
- ・ 丸形蛍光灯(サークライン)代替LEDランプほか、製造者規格の器具採用については、十分な検討をおこなう。

10

共用部照度

① 「安全・安心まちづくり推進要綱」に定める基準に基づき、照明配置を計画すること。共用部の照度については、下表を目標とする。

場所	指図照度(ℓx)
共用玄関	概ね50以上
共用玄関の外側 共用玄関以外の出入口	概ね平均20以上
エレベーターホール	概ね平均50以上
廊下・階段	概ね平均20以上
集合郵便受周辺	概ね平均50以上
構内広場、団地内通路、駐車場 自転車置場	概ね平均3以上

※明るさは、床面での基準とする。

- ① 住戸内の必要箇所に、スイッチ及びコンセントを設ける。設置位置および形式は、下表を標準とする。
- ② スイッチは、原則ワイドハンドル型、樹脂プレート、名入りとし、必要に応じ位置表示、動作表示式とする。
- ③ コンセントは樹脂プレートとし、専用回路コンセントには用途及び容量を表示する。なお、200Vの場合は電圧も表示する。
- ④ スイッチを室外に設置する場合は、動作確認表示付きとする。
- ⑤ 車いす対応住宅等の設置高さについては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律および同法に基づく政令、省令、告示」を参考にすること。

設置場所	スイッチ類取付高さ(床±1.2m)	コンセント種類	取付高さ(床±)
玄関	片切または三路(位置表示付)	2口E付+ET：1箇所 (車いす住戸のみ、電動車 いす充電専用回路)	0.4m
廊下	三路(位置表示付)	2口：1か所(必要な場合)	0.4m
便所	片切(位置表示)	2口E付+ET：1箇所	0.4~0.5m
洗面・洗濯室	片切(位置表示付) (24H換気)入切：強弱 (動作表示付)	2口E+ET付：1箇所付 (洗濯・乾燥機) 1口：1箇所 (洗面ユニット用)	洗濯水洗高さ +0.2~0.3m 1.8m
浴室	入口に両切りスイッチ	直接接続	—
食事室 ・台所 ・居間	片切または三路 (位置表示付) 棚下灯は本体スイッチ	2口+TV：1箇所	0.4m
		2口+MJ：1箇所	0.4m
		2口E付+ET：2箇所 (電子レンジ等大型機器、炊飯器、食 器洗機、冷蔵庫)	大型：1.2m 冷蔵庫：1.9m
		1口E付+ET：1箇所 (15A/20A兼用IHヒ ーター用)	—
		2口：2箇所	0.4m
		1口：1箇所 (ガス警報用)	都市ガス：CL-0.3m以内 LPガス：FL+0.3m以内
		1口(15・20A兼用) E付+ET(エアコン用)	CL-0.2~0.5m
		直接接続(レンジフード)	—
和室	原則、設置しない (設置の場合は洋室準拠)	2口+TV：1箇所	0.4m
		2口：1箇所	0.4m
		1口(15・20A兼用) E付+ET(エアコン用)	CL-0.2~0.5m
洋室	片切	2口+TV：1箇所	0.4m
		2口：1箇所	0.4m
		1口(15・20A兼用) E付+ET(エアコン用)	CL-0.2~0.5m
MB		2口+ET：1箇所 (給湯用)	
		2口+ET：1箇所 (必要に応じて兼用ヒーター用)	
住宅情報盤		直接接続	1.4m
EVピット		防水2口E付+ET： 1箇所	最下階 FL+0.2m

		共用部・廊下・階段	(自動制御しない場合) 3路又は4路	鍵付防水2口E付+ET	0.4m
12	電話設備	<ul style="list-style-type: none"> ① 電話の引込回線数は1.5回線/戸とし、1住戸の電話用アウトレットは1箇所とし、床上0.4mの位置に取付る。 ② 緊急通報装置外部回線用に、MB～住宅情報盤ボックス付近に空管を設ける。 ③ エレベータ監視、外部通報回線ルートとして、エレベータシャフトからMDFまで配管等を用意する。 ④ 電話線用配管と光インターネット配線を共用する場合はPF-S-22mmとする。 			
13	テレビ受信設備	<ul style="list-style-type: none"> ① 受信アンテナは、地上デジタル放送用を実装とし、衛星放送受信アンテナは設置可能な構造とする。 なお衛星放送受信アンテナの設置については個別協議とする。 放送エリア内の良好な受信が可能な電波を受信する。 ② 中高層共同住宅については、一住棟一基設置を基本とし、設置環境、建築意匠等を考慮した設置方法とする。 ③ 幹線分岐分配、住戸内分配方式を基本とし、共聴用機器はUHF、BS、CSの各周波数帯に対応したものとする。 ④ 低層長屋住宅・一戸建については、個別受信を基本とするが、受信環境により他の受信方法についても検討を行い決定する。 ⑤ 周辺近隣に電波障害発生が予想される場合は、予備配管およびアンテナ取付スペースを検討する。 ⑥ テレビ端子・直列ユニットの取付高さは0.4mを標準とする。 ⑦ CATV対応については個別協議とする。 			
14	インターネット対応	<ul style="list-style-type: none"> ① インターネット回線導入の場合は、接続方式その他必要な項目について個別協議とする。 			
15	住宅情報盤	<ul style="list-style-type: none"> ① 中高層共同住宅には、自動火災検知機能を有する住宅情報盤を設ける。 ② 低層長屋、一戸建住宅には、住宅情報盤又はインターホン設備を設ける。 ③ 住宅情報盤には、自動火災報知(遠隔式検知機能付)機能のほか、インターホン機能、緊急通報機能、その他必要な機能を有し、自動通報機能を追加可能なものとする。 ④ インターホン設備は、火災時及び緊急通報設備実装時に外部インターホンに警報が発せられる仕様とする。 ⑤ 外部インターホン取付高さは1.4mを標準とする。 			
16	自動火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> ① 消防法及び関係条例に基づき、中高層集合住宅には住戸用又は共同住宅用自動火災報知設備・非常警報設備を必要に応じ設ける。 ② 低層長屋、一戸建住宅には、住宅用火災警報器又は自動火災報知設備を必要に応じ設ける。 ③ 共用部又は外部より各住戸内機器が試験可能な様、遠隔式検知機能付きとする。 ④ 昇降路頂部に設ける煙感知器は、昇降路外部より点検可能なようなら引出装置を設け、引出した場合はエレベータ停止するインターロックを設け、引出装置の扉は施錠可能な点検扉(鋼板1.5mm以上)とする。 			
17	緊急通報設備	<ul style="list-style-type: none"> ① 各住戸には、浴室、便所及び寝室に非常呼出スイッチを設置可能とする。 ② 車イス使用者向け住戸及び高齢者向け住戸は配線及びスイッチを実装まで検討することとし、一般住戸は空配管及びプレート止めとし将来対応可能とする。 ③ スイッチ高さは、便所：+0.6m、浴室：浴槽高さ+0.1m、和洋室+0.4m、洗面所1.1mを標準とする。 <p>※緊急通報設備に関しては福祉関係部局との調整が必要となるため、設置する機器等については事前協議を行うこと。</p>			

3. 6 機械設備

災害公営住宅等の新築する場合の設計にあたり機械設備における標準仕様及び根拠法令の概要を、別表5のとおりとする。ただし、災害公営住宅等の事業主体である村が、地域の実情を踏まえ別の基準を定めた場合は、その基準を適用する。

別表5（機械設備における標準仕様及び根拠法令の概要）

項目	標準仕様													
1 給水人員	<p>① 下記の表を参考とする。 この表にない住戸タイプの場合は、全体計画の中で想定されている住戸人員を採用する。</p> <table border="1" data-bbox="470 571 986 768"> <thead> <tr> <th>住戸タイプ</th> <th>給水人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1LDK</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>2DK, 2LDK</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>3DK, 3LDK</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>4DK, 4LDK</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 1日平均使用水量は、300L/日・人とする。 ③ 1日平均使用時間は、10時間/日とする。 ※水道事業者との協議による</p>	住戸タイプ	給水人員	1LDK	2	2DK, 2LDK	2.5	3DK, 3LDK	3.5	4DK, 4LDK	4			
住戸タイプ	給水人員													
1LDK	2													
2DK, 2LDK	2.5													
3DK, 3LDK	3.5													
4DK, 4LDK	4													
2 給水方式	<p>① 下記の表を参考とし、詳細は協議並びに設備費、維持管理費等を考慮し決定する。</p> <table border="1" data-bbox="434 922 1310 1196"> <thead> <tr> <th>給水方式</th> <th>低層長屋・一戸建</th> <th>中高層共同住宅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直結直圧給水方式</td> <td>水道本管に十分な圧力があり、水道事業者が認めた場合</td> <td>水道本管に十分な圧力があり、水道事業者が認めた場合</td> </tr> <tr> <td>増圧直結給水方式</td> <td>—</td> <td>水道本管に十分な圧力・配水能力があり、水道事業者が認めた場合</td> </tr> <tr> <td>加圧給水方式</td> <td>—</td> <td>直圧・増圧直結給水方式がとれない場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 建物出入口の靴洗い場、ゴミ集積場、集会所、受水槽等の給水設備は原則として直結給水方式とし管理区分に応じ水道契約数が出来るだけ少なくなるよう考慮する。 ※水道事業者との協議による</p>	給水方式	低層長屋・一戸建	中高層共同住宅	直結直圧給水方式	水道本管に十分な圧力があり、水道事業者が認めた場合	水道本管に十分な圧力があり、水道事業者が認めた場合	増圧直結給水方式	—	水道本管に十分な圧力・配水能力があり、水道事業者が認めた場合	加圧給水方式	—	直圧・増圧直結給水方式がとれない場合	
給水方式	低層長屋・一戸建	中高層共同住宅												
直結直圧給水方式	水道本管に十分な圧力があり、水道事業者が認めた場合	水道本管に十分な圧力があり、水道事業者が認めた場合												
増圧直結給水方式	—	水道本管に十分な圧力・配水能力があり、水道事業者が認めた場合												
加圧給水方式	—	直圧・増圧直結給水方式がとれない場合												
3 給水量算出	<p>① 給水量及びポンプの揚水量は、以下の算定式により決定する。 ※水道事業者との協議による</p> <ul style="list-style-type: none"> • Q_m (時間最大給水量(L/日)) = K_1 (時間最大使用係数) × Q_n (時間平均給水量(L/日)) ※$K_1 = 1.5 \sim 2$、通常は2とする。 • Q_p (瞬時最大給水量(L/min)) = $1/60 \times K_2$ (瞬時最大使用係数) × Q_m (時間最大給水量(L/日)) ※$K_2 = 1.5 \sim 2$、通常は1.5とする。 													
4 配管計画(給水)	<p>① 給水配管の材料選定に当たっては、下表を参考とし、水道事業者との協議をもって決定する。</p> <p>給水管の種類</p> <table border="1" data-bbox="416 1653 1273 2085"> <thead> <tr> <th></th> <th>管種</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">屋外配管</td> <td>水道用硬質ポリ塩化ビニル管 (VP・HMP)</td> <td rowspan="8"></td> </tr> <tr> <td>水道用ゴム輪硬質ポリ塩化ビニル管 (HMP)</td> </tr> <tr> <td>水道用ポリエチレン管 (PP)</td> </tr> <tr> <td>水道用氷用ポリエチレン管 (HPPE)</td> </tr> <tr> <td>水道用ダクタイル鋳鉄管</td> </tr> <tr> <td>水道用ステンレス鋼管 (SUS316)</td> </tr> <tr> <td>水道用ポリエチレン紛体ライニング鋼管 (SGP-PD)</td> </tr> <tr> <td>水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VD)</td> </tr> </tbody> </table>		管種	備考	屋外配管	水道用硬質ポリ塩化ビニル管 (VP・HMP)		水道用ゴム輪硬質ポリ塩化ビニル管 (HMP)	水道用ポリエチレン管 (PP)	水道用氷用ポリエチレン管 (HPPE)	水道用ダクタイル鋳鉄管	水道用ステンレス鋼管 (SUS316)	水道用ポリエチレン紛体ライニング鋼管 (SGP-PD)	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VD)
	管種	備考												
屋外配管	水道用硬質ポリ塩化ビニル管 (VP・HMP)													
	水道用ゴム輪硬質ポリ塩化ビニル管 (HMP)													
	水道用ポリエチレン管 (PP)													
	水道用氷用ポリエチレン管 (HPPE)													
	水道用ダクタイル鋳鉄管													
	水道用ステンレス鋼管 (SUS316)													
	水道用ポリエチレン紛体ライニング鋼管 (SGP-PD)													
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VD)													

		屋内配管	水道用硬質ポリ塩化ビニル管 (VP・HMP)			
		水道用ポリエチレン紛体ライニング鋼管 (SGP-PB、PD)				
		水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VB、VD)				
		水道用ステンレス鋼管				
		架橋ポリエチレン管	(住戸内部) さや管ヘッダー方式採用時			
		水道用架橋ポリエチレン管				
		ポリブデン管				
		水道用ポリブデン管				
		給水立管口径		住戸内配管口径		
		戸/系統	立管口径(mm)		給水管径(mm)	さや管径(mm)
28~15	65	メーター~給湯器	20	36		
14~6	50	メーター~ヘッダー	20	36		
5~	40	給水箇所	台所流し	13	22	
			洗面器	13	22	
			シャワー	13	22	
			便所	13	22	
			洗濯機	13	22	
給水圧力						
給水設備からの騒音や振動対策のため、給水圧力は下記の表を参考に設定する						
場所		圧力(MPa)	(参考 給水器具に対する必要最低圧力)			
住戸より離れた場所		0.4~0.5	項目	圧力(MPa)		
共用立て管		0.3~0.4	一般水栓	0.03		
住戸内 (メーター手前)		0.2	シャワー	0.07		
器具負荷単位			給湯器	0.08		
下表を参考とし、給水設備の検討を行う。						
器具設置場所		器具名	器具給水負荷単位			
便所		洋風便器 (洗浄タンク)	3			
浴室		混合栓付シャワー	2			
台所		給水栓及び混合水栓	3			
洗面所		給水栓及び混合水栓	1			
洗濯機置場		給水栓及び混合水栓	1			
5	受水槽	圧送方式、配管材料等について、水道事業者との協議により決定する。 ・ 水道事業者の指定が無い場合の参考仕様 構造：屋外 - ステンレス製 (ポンプ室併設一体型)、二層式 屋内 - FRP パネル型単板製、二層式 設計用水平震度：1.0G (地震の被害が大きい場所は、1.5G とすることができる) 有効容量：1日最大給水量の40~60%の範囲内で、経済的なものとする 災害時給水の利用のため、排出管に緊急遮断弁を設けるとともに、胴長横水栓を取付可能なよう枝管及び止水栓を設ける。				

6	計 量 方 式	<p>① 各戸ごとに量水器を設け、個別検針を基本とする。ただし、水道事業者と協議により集中検針とした場合は、計量器、集中検針盤その他の検針システムの整備方法等について、十分協議を行うこと。</p> <p>② 共用部分については、計量器の数が最小なるような配水計画を行う。</p> <p>③ 雨水利用等を行う場合は、排水量計量の要否、方式等を下水道事業者と協議のこと。</p>																																
7	凍 結 防 止	<p>① 以下の凍結防止対策の採用に当たっては、維持管理方法、費用等について検討を行い、低廉かつ合理的な方法を協議、選択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水栓類を寒冷地仕様 ・給水管、給湯管、追焚管の露出部分（立上り管を含む）を保温施工 ・MB内に水抜き栓及び凍結防止ヒーターを設置 ・給湯器を凍結防止機能付及び凍結防止ヒーター付 ・屋外給水管を埋設深度以上の埋設を標準 ・さや管ハッター等をポリエチレンフォーム保温ワンタッチ接合型保温施工 																																
8	排 水 計 画	<p>① 屋内排水系統は、衛生上の支障がない場合、汚水・雑排水は原則として合流式とする。ただし、汚水は住戸内横引き管及び立管では別系統とし、第1 桝で合流とする。</p> <p>② 1階及び2階の排水系統は第1 桝まで別系統とする。</p> <p>③ 屋内の排水管には、封水の引込、跳ね出し等が無いように、通気管を設ける。</p> <p>④ 14階程度までの中高層住宅においては、伸頂通気方式、15階以上の場合はループ通気方式を基本とし、通気立管を独立させる。なお、通気は原則として屋上開放とする。</p> <p>⑤ 排水桝は、小口径インバート桝（塩ビ製）を基本とする。また、耐荷重が必要な箇所は、鑄鉄製の蓋及び枠を採用する。</p> <p>⑥ 集会所においては、汚水・雑排水横引き管からそれぞれ通気管を取り出し、ピット内で合流させ、PS等を通し立ち上げ、大気解放する。</p> <p>⑦ 給湯器（潜熱回収型）のドレンの放流先は、下水道事業者の協議・指示による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配管種別と使用区分 <p>本表を基本とし、詳細は協議の上決定する。</p> <table border="1" data-bbox="416 1256 1262 1928"> <thead> <tr> <th>使用場所</th> <th>管種</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">汚水・雑排水</td> <td rowspan="2">屋外埋設管</td> <td>リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管（RS-VU）</td> <td>100以上</td> </tr> <tr> <td>硬質ポリ塩化ビニル管（VU）</td> <td>100未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">横走り管(屋外露出、ピット内等)</td> <td>リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>硬質ポリ塩化ビニル管（一般管）（VP）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管</td> <td>区画の前後1mに使用可</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">立管</td> <td>リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP）</td> <td rowspan="5">通気管・ドレン立管共</td> </tr> <tr> <td>硬質ポリ塩化ビニル管（一般管）（VP）</td> </tr> <tr> <td>排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管</td> </tr> <tr> <td>耐火二層管（国土交通大臣認定品）</td> </tr> <tr> <td>配管用炭素鋼管（白管）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">住戸内</td> <td>リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP）</td> <td rowspan="4">台所流し下</td> </tr> <tr> <td>硬質ポリ塩化ビニル管（一般管）（VP）</td> </tr> <tr> <td>排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管</td> </tr> <tr> <td>耐火二層管（国土交通大臣認定品）</td> </tr> <tr> <td>雨水</td> <td>硬質ポリ塩化ビニル管（薄肉管）（VU）</td> <td>（別途工事）</td> </tr> </tbody> </table>	使用場所	管種	備考	汚水・雑排水	屋外埋設管	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管（RS-VU）	100以上	硬質ポリ塩化ビニル管（VU）	100未満	横走り管(屋外露出、ピット内等)	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP）		硬質ポリ塩化ビニル管（一般管）（VP）		排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	区画の前後1mに使用可	立管	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP）	通気管・ドレン立管共	硬質ポリ塩化ビニル管（一般管）（VP）	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	耐火二層管（国土交通大臣認定品）	配管用炭素鋼管（白管）	住戸内	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP）	台所流し下	硬質ポリ塩化ビニル管（一般管）（VP）	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	耐火二層管（国土交通大臣認定品）	雨水	硬質ポリ塩化ビニル管（薄肉管）（VU）	（別途工事）
使用場所	管種	備考																																
汚水・雑排水	屋外埋設管	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管（RS-VU）	100以上																															
		硬質ポリ塩化ビニル管（VU）	100未満																															
	横走り管(屋外露出、ピット内等)	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP）																																
		硬質ポリ塩化ビニル管（一般管）（VP）																																
		排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	区画の前後1mに使用可																															
	立管	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP）	通気管・ドレン立管共																															
		硬質ポリ塩化ビニル管（一般管）（VP）																																
		排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管																																
		耐火二層管（国土交通大臣認定品）																																
		配管用炭素鋼管（白管）																																
住戸内	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP）	台所流し下																																
	硬質ポリ塩化ビニル管（一般管）（VP）																																	
	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管																																	
	耐火二層管（国土交通大臣認定品）																																	
雨水	硬質ポリ塩化ビニル管（薄肉管）（VU）	（別途工事）																																
9	荷 単 位 排 水 負	<p>① 表を参考とし、排水設備の検討を行うこと。</p> <table border="1" data-bbox="432 2007 1289 2085"> <thead> <tr> <th>器具設置場所</th> <th>器具名</th> <th>排水負荷単位</th> <th>付属トラップ口径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浴室</td> <td>サーモミキシング式シャワー付混合水栓</td> <td>4</td> <td>50A</td> </tr> </tbody> </table>	器具設置場所	器具名	排水負荷単位	付属トラップ口径	浴室	サーモミキシング式シャワー付混合水栓	4	50A																								
器具設置場所	器具名	排水負荷単位	付属トラップ口径																															
浴室	サーモミキシング式シャワー付混合水栓	4	50A																															

台所	シングルレバー式温水混合水栓	4	40A
台洗面所	シングルレバー式湯水混合水栓	1	32A
便所	洋風便器(節水型)	4	75A
洗濯機置場	緊急止水弁付給水栓	4	50A

※各所適切に掃除口を設けること。

10

器具
衛生

① 住宅に設置する衛生器具類は、下表を標準とし、協議にて決定する。

取付場所	器具名称	
	低層長屋・一戸建	中高層共同住宅
便所	節水型手洗付ロータンク密結型 洋風大便器(原則、節水Ⅰ型)	節水型手洗付ロータンク密結型 洋風大便器(原則、節水Ⅰ型)
	床下排水	床上排水
	防露付	防露付
	普通便座 いた付	普通便座 いた付
	L型手摺	L型手摺
	タオル掛け	タオル掛け
	紙巻器(樹脂製)	紙巻器(樹脂製)
洗面所	洗面化粧台(600型を基本)	洗面化粧台(600型を基本)
	ミラーキャビネット又は収納キャビネット	ミラーキャビネット
	シングルレバー式温水混合栓(節湯C1)	シングルレバー式温水混合栓(節湯C1)
	止水栓・Sトラップ	止水栓・Sトラップ
洗濯機置場	緊急止水弁付水栓 (全自動洗濯機対応型)	緊急止水弁付水栓 (全自動洗濯機対応型)
	洗濯機用防水パン(原則、800mm×640mm)	洗濯機用防水パン(原則、800mm×640mm)
浴室	サーモミキシング式シャワー付温水混合水栓(節湯B1)	サーモミキシング式シャワー付温水混合水栓(節湯B1)
台所	シングルレバー式温水混合水栓(節湯C1・水撃緩衝機能付)	シングルレバー式温水混合水栓(節湯C1・水撃緩衝機能付)
MB	量水器ユニット (量水器ボックス内に設置)	量水器(集中検針) 量水器ユニット(直読)
屋外	散水用水栓	散水用水栓
ガス設備	給湯器(20号 強制排気装置付・潜熱回収型)	給湯器(20号 強制排気装置付・潜熱回収型)
	屋外設置	PS(MB)設置
	オートタイプ	オートタイプ
	浴室・台所・洗面所の3点給湯	浴室・台所・洗面所の3点給湯
	給湯器リモコン2台(正:浴室 副:台所)	給湯器リモコン2台(正:浴室 副:台所)
	ガス栓 2栓(ヒューズコック・台所コンロ用)	ガス栓 2栓(ヒューズコック・台所コンロ用)

※給湯器の仕様については、村と再度検討を行うこと。

※コージェネ等設置により給湯が行われる場合は、別途協議にて各機器の設置要否、仕様決定のこと。

11	換気設備	<p>① 24 時間換気は、原則として第三種換気とし、専用の換気扇は設けず他に設置する局所換気設備の換気扇を常時（24 時間）換気との2 段階切替え機能付とする。</p> <p>② 24 時間換気用の給気口は、各居室に必要な箇所設けることとする。</p> <p>③ 台所は、ブース型レンジフードによる第三種換気とし、同時給排気型を採用することも可とする。</p> <p>④ レンジフードにより部屋内が負圧とならないよう適切に台所給気を設ける。（レンジフードと連動する常閉型電動給気ダンパーや差圧式給気ユニット等を採用する）</p> <p>⑤ 中高層共同住宅については、台所及び便所は単独、浴室及び脱衣室は浴室に2 室用換気扇を設置し、脱衣室を副吸入口とした単独換気を基本とする）</p> <p>⑥ 低層長屋・一戸建の住宅については、集合住宅の換気方法を基本とするほか、居室単独換気も必要に応じ検討する。</p> <p>⑦ ダクトの保温は、金属製ダクトについては外壁から2mをロックウール又はグラスウール保温材（厚さ25mm）を用い行き、硬質塩化ビニル製ダクトについては外壁より1mをロックウール又はグラスウール保温材（厚さ25mm）を用いて行う。</p> <p>⑧ 台所に用いる排気ダクトの断熱被覆は、ロックウール保温材（厚さ50mm）又は消防防災設備等の性能評定認定品を用いて行う。</p> <p>⑨ ベンドキャップ、パイプフードは建築計画に整合したものとし、原則として、SUS製とする。</p> <p>・厨房排気設備の必要性能</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>換気風量 (m³/h)</th> <th>静圧 (Pa)</th> <th>騒音 (dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強</td> <td>330 以上</td> <td>70</td> <td>47 以下</td> </tr> <tr> <td>中</td> <td>200 以上</td> <td>40</td> <td>38 以下</td> </tr> <tr> <td>弱</td> <td>100 以上</td> <td>20</td> <td>38 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>・各室換気回数</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>浴室</th> <th>便所</th> <th>洗濯機置場・洗面所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換気回数</td> <td>5 回/h</td> <td>10 回/h</td> <td>5 回/h</td> </tr> </tbody> </table> <p>・換気ダクト</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>台所</th> <th>浴室・便所・洗面所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給排気：鉄板スパイラルダクト</td> <td>鉄板スパイラルダクト RF-VP、換気用耐火二層管（RF-VP） 浴室系統で鉄板スパイラルダクト使用した場合塩ビコーティング仕様とする</td> </tr> <tr> <td>給気：ロックウール又はGW巻 排気：ロックウール又は消防認定品巻</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		換気風量 (m ³ /h)	静圧 (Pa)	騒音 (dB)	強	330 以上	70	47 以下	中	200 以上	40	38 以下	弱	100 以上	20	38 以下	室名	浴室	便所	洗濯機置場・洗面所	換気回数	5 回/h	10 回/h	5 回/h	台所	浴室・便所・洗面所	給排気：鉄板スパイラルダクト	鉄板スパイラルダクト RF-VP、換気用耐火二層管（RF-VP） 浴室系統で鉄板スパイラルダクト使用した場合塩ビコーティング仕様とする	給気：ロックウール又はGW巻 排気：ロックウール又は消防認定品巻	
	換気風量 (m ³ /h)	静圧 (Pa)	騒音 (dB)																													
強	330 以上	70	47 以下																													
中	200 以上	40	38 以下																													
弱	100 以上	20	38 以下																													
室名	浴室	便所	洗濯機置場・洗面所																													
換気回数	5 回/h	10 回/h	5 回/h																													
台所	浴室・便所・洗面所																															
給排気：鉄板スパイラルダクト	鉄板スパイラルダクト RF-VP、換気用耐火二層管（RF-VP） 浴室系統で鉄板スパイラルダクト使用した場合塩ビコーティング仕様とする																															
給気：ロックウール又はGW巻 排気：ロックウール又は消防認定品巻																																

12	エレベータ	<p>原則として下記の仕様とし、個別協議により決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本仕様 <p>ロープ式マシンルームレス型 福祉型 9人乗り トランク付き インバータ制御運転方式相当、福祉対応（車いす仕様、キックプレート、視覚障がい者、音声案内装置、聴覚障がい者対応仕様）、壁・床保護マット、防犯窓（各階）、鏡（かご正面）、地震管制運転、火災管制運転、停電時自動着床装置、戸開走行保護装置、かご内防犯カメラ、記録装置、遠隔監視装置（エレベータ保守会社との契約による）、ピット冠水センサー、各階停止運転切替タイマー（24時間）、かご床面積 1.59m²、奥行き 1.52m(内のり)程度、かご出入口の幅は内のり 80cm 以上、乗場とかごのすき間はキャスター等が落ちないように、極力狭くする（10mm程度）</p> <p>※団地の規模により登場人数の変更等が必要な場合があるため、エレベータの仕様については、事業者と事前に協議を行うこと。</p>															
13	し尿浄化槽	<p>① 処理対象人員の算定、特定行政庁などの関係先との打ち合わせにより、性能の決定、設置条件等の整理を行い、詳細な仕様を定める。</p> <p>処理対象人員は下表より算定する</p> <table border="1" data-bbox="416 797 1310 1227"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建築用途</th> <th colspan="2">処理対象人員</th> </tr> <tr> <th>算定式</th> <th>算定単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一戸建(1戸あたり)</td> <td>$A \leq 130$</td> <td>$n=5$</td> </tr> <tr> <td>$130 > A$</td> <td>$n=7$</td> </tr> <tr> <td>低層長屋 中高層共同住宅</td> <td>$n=0.05A$</td> <td> n：人員 ただし、1戸あたりのnが35以下の場合、1戸あたりのnを35人又は2人(1戸が1居室だけで構成されている場合に限るとし、1戸あたりのnが6人以上の場合は1戸あたりのnを6人とする。 A：延べ面積(m²) </td> </tr> </tbody> </table> <p>② 処理対象人員が200人以下の場合はユニット型浄化槽とし、201人以上の場合は現場施工型を基本とするが、経済性を判断して決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 処理槽は地下式を標準とし、プロアーは地上設置とする。 保守管理のための水栓柱及び格子柵を設置する。 本方針又は公共住宅建設工事共通仕様書に定めない機材等の仕様は、メーカーの標準仕様とする。 	建築用途	処理対象人員		算定式	算定単位	一戸建(1戸あたり)	$A \leq 130$	$n=5$	$130 > A$	$n=7$	低層長屋 中高層共同住宅	$n=0.05A$	n：人員 ただし、1戸あたりのnが35以下の場合、1戸あたりのnを35人又は2人(1戸が1居室だけで構成されている場合に限るとし、1戸あたりのnが6人以上の場合は1戸あたりのnを6人とする。 A：延べ面積(m ²)		
建築用途	処理対象人員																
	算定式	算定単位															
一戸建(1戸あたり)	$A \leq 130$	$n=5$															
	$130 > A$	$n=7$															
低層長屋 中高層共同住宅	$n=0.05A$	n：人員 ただし、1戸あたりのnが35以下の場合、1戸あたりのnを35人又は2人(1戸が1居室だけで構成されている場合に限るとし、1戸あたりのnが6人以上の場合は1戸あたりのnを6人とする。 A：延べ面積(m ²)															
14	その他	<p>① 消火設備は消防法に準拠し設置する。なお、消火器（ABC10型・格納箱共）は本工事とし、機械設備に含む。（ただし、国庫補助対象外）</p> <p>② ガス設備については、下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 配管材は、下表を標準とする。ただし、ガス事業者の規定があり、これにより難しい場合は、ガス供給事業者と協議のうえ決定する。 <table border="1" data-bbox="416 1644 1198 1921"> <thead> <tr> <th>使用場所</th> <th>管種</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋外埋設</td> <td>ガス用ポリエチレン管（PE）</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ピット内、PS内</td> <td>ポリエチレン被覆鋼管</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>硬質塩化ビニル被覆鋼管</td> </tr> <tr> <td>配管用炭素鋼管（SGP）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住戸内</td> <td>ガス用ステンレス製フレキシブル管</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>配管用炭素鋼管（SGP）</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> プロパンガス供給の場合は、集合又は個別（各戸）方式とする。供給方式は、村に確認し、その指導による。また、工事範囲等について確認のこと。 ※70戸以上の場合、簡易ガス事業による供給とする。 ※70戸未満の場合、液化石油ガス事業者による供給とする。 	使用場所	管種	備考	屋外埋設	ガス用ポリエチレン管（PE）		ピット内、PS内	ポリエチレン被覆鋼管		硬質塩化ビニル被覆鋼管	配管用炭素鋼管（SGP）	住戸内	ガス用ステンレス製フレキシブル管		配管用炭素鋼管（SGP）
使用場所	管種	備考															
屋外埋設	ガス用ポリエチレン管（PE）																
ピット内、PS内	ポリエチレン被覆鋼管																
	硬質塩化ビニル被覆鋼管																
	配管用炭素鋼管（SGP）																
住戸内	ガス用ステンレス製フレキシブル管																
	配管用炭素鋼管（SGP）																

- 都市ガス供給の場合は、供給業者と工事仕様・工事範囲等協議し設計のこと。なお、村の了解を得ること。
- ガスメーターは、ガス事業者による貸与品を基本とし、集合装置は本工事で設置する。

③ 給湯設備の配管材は、下表を標準とする。

使用場所	管種	備考
給湯器から給湯栓	架橋ポリエチレン管	(住戸内部) さや管ヘッダー方式採用時
	水道用架橋ポリエチレン管	
	ポリブテン管	
	水道用ポリブテン管	
追焚き管	メーカー標準品	

④ 完成後の管理方法について村と協議・確認し設計に反映させること。

(参考資料)

災害公営住宅における住宅設備の整備について

熊本県災害公営住宅等設計標準に基づき設計、施工を行う工事において、住宅設備の標準整備範囲をまとめたものである。

ただし、各設備の整備については、村の判断により変更するものとする。

<表の見方>

- ・工事取付／標準 建設工事において標準で整備する設備類
- ・工事取付／追加 村の方針等により、建設工事にて整備する設備類
- ・入居者対応 建設工事では整備せず、入居者にて整備が必要となる設備類

<凡例>

- が記入されている項目を適用する
- △については特定条件において適用される
- 空欄を適用させる場合は、十分協議のこと

※追加・入居者対応の物品を工事で施工しようとする場合は補助対象外となる恐れがあるため採用時には十分注意すること。

住宅設備の項目		工事取付		入居者対応	備考
		標準	追加		
各住棟 玄関ホール	掲示板	○			
	集合郵便受箱	○			
	集合郵便受箱のかぎ			○	
玄関	下駄箱	○			
	新聞受	○			
	玄関網戸			○	
	手すり	○			
廊下	コンセント	○			
収納スペース	洋服かけ		○		
	棚板		○		
浴室	浴槽 (UB)	○			
	手すり (3箇所)	○			
	風呂ふた			○	
	シャワー	○			
	鏡	○			
	洗面器・風呂いす			○	
	給湯器リモコン	○			
洗面	上部収納		○		
	鏡	○			
	歯ブラシ立て			○	
	タオル掛け	○			
洗濯機置場 ・脱衣場	防水パン	○			
	洗濯機用蛇口	○			
台所	流し台	○			

	コンロ台	○			IH用コンセント(1箇所)含む
	吊戸棚	○			
	ガスコンロ			○	
	ガスホース			○	
	水切り棚		○		
	給湯器リモコン	○			
便所	タオル掛け	○			
	紙巻器(樹脂製)	○			
	洗浄・暖房便座			○	コンセントのみ整備
	手すり	○			
窓	網戸	○			修繕は入居者負担(※補助対象外)
	カーテンレール	○			SUS製 ダブル
	カーテン			○	
	房かけ	○			
バルコニー	物干し金物	○			
	物干し竿			○	
	エアコン室外機 吊金物			○	インサートは標準取付
外部物置 (設置する場合)	扉鍵	○			
	内部照明			○	原則非設置(配線なし)
家具転倒防止	転倒防止金物			○	金物受材(付け鴨居等)は標準取付
照明器具	玄関	○			
	廊下	○			
	便所	○			
	洗面・洗濯室	○			
	浴室	○			
	食事室			○	
	台所		○		
	台所棚下灯	○			
	和室			○	
洋室			○		
電話	電話用アウトレット	○			
	電話機			○	
	配線	○			電話コンセントまで
テレビ	テレビ(受像器)			○	
	地上波アンテナ	○			
	衛星放送受信アンテナ(BS・CS)	△		○	△は難視聴地域の場合
	CATV		△		△は難視聴地域の場合
	テレビコンセント	○			
	配線	○			
インターネット	機器		○		接続事業者の要求仕様が必要
	配管		○		
	配線		○		
インターホン (住宅情報盤)	機器	○			
	配管	○			
	配線	○			
エアコン	機器			○	

	配管配線			○	
	配管用開口(スリーブ)	○			
	取付部補強	○			
暖房機器	機器			○	
	配管用開口(スリーブ)		○		多目的(FF 式ヒーター等)用
緊急通報設備	機器		○		
	配管		○		
	配線		○		
火災報知 ・消火設備	火災報知器	○			△は住棟規模による (数量は必要最小) ※詳細は各消防本部と協議すること
	消火器	△			
	他消防設備	△			
コージェネレーション	電源・熱源供給設備		○		
ガス設備	給湯器	○			追い炊き対応
	ガス漏れ警報器			○	コンセントのみ設置
換気扇	24 時間換気	○			風呂・トイレ兼用
	台所換気扇	○			